

高齢者等居住安定化推進事業（高齢者等居住安定化推進事業に係る  
事務事業）を実施する者の選定について

国土交通省住宅局安心居住推進課

次のとおり、高齢者等居住安定化推進事業（高齢者等居住安定化推進事業に係る事務事業）  
を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成25年3月27日～平成25年4月4日

<提案者及び審査結果>

○サービス付き高齢者向け住宅整備事業を実施する者に対する補助金交付等に係る事業を実施  
する者

提案者：1者（株式会社市浦ハウジング&プランニング）

審査結果

要件	評価結果
(1) 事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画が、事務事業の適確な実施のために適切なものであること。	○
(2) 事務事業を適確に遂行する技術能力（建築工事費の積算等に関する知識を含む。）を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。	○
(3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。	○
(4) 公平性及び中立性が高く、事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	○
(5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。	○
(6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。	○

株式会社市浦ハウジング&プランニングにより提出された企画提案書の審査の結果、補助対象事業者に求める（1）から（6）までの要件を満たしていること等から、高齢者等居住安定化推進事業（高齢者等居住安定化推進事業に係る事務事業）を実施する者として選定した。

○高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業を実施する者に対する補助金交付等に係る事業  
を実施する者

提案者：2者（株式会社福祉開発研究所（A）、他社（B））

審査結果

要件	評価結果 (A)	評価結果 (B)
(1) 事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画が、事務事業の適確な実施のために適切なものであること。	○	○
(2) 事務事業を適確に遂行する技術能力（建築工事費の積算等に関する知識を含む。）を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。	○	○
(3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。	○	○
(4) 公平性及び中立性が高く、事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	○	○
(5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。	○	○
(6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。	○	○

上記2者ともに、補助対象事業者に求める（1）から（6）までの要件を満たしているため、実施体制についての企画提案において優位であった株式会社福祉開発研究所を高齢者等居住安定化推進事業（高齢者等居住安定化推進事業に係る事務事業）に係る事務事業を実施する者として選定した。